

厚生労働大臣

福岡 資麿 殿

公益社団法人日本精神科病院協会

会 長 山 崎



精神科救急医療に関する要望

これからの地域医療構想並びに地域包括ケアを推進するに当たっては、地域における精神科救急体制は極めて重要である。

現在、精神科救急体制は、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」(令和 4 年 3 月 30 日障発 0330 第 1 号障害保健福祉部長通知)により、(ア)精神科救急医療施設として、①各圏域で、複数病院の輪番制により医師・看護師を常時配置し受入れ態勢を整備した病院や1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院による「病院群輪番型」と、②24 時間 365 日、同一の医療機関において精神科急性期患者を中心に対応する「常時対応型」が指定されており、これに加えて(イ)外来対応施設として、「外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整え、診療所にあつては、精神病床を有する医療機関との連携により体制確保を図るもの」とされている。

上記の(イ)外来対応施設は、一般診療科における初期救急(1 次救急)に相当するものであるが、精神科診療所の救急事業への参加は極めて少なく、ほとんどの精神科救急は、初期救急を含め上記①の輪番病院等が担っているのが現状である。また、精神科診療所はここ数年乱立する傾向にあり、精神科診療所に通院する患者の救急事例は増加しているものの、輪番病院等では病歴や治療経過が分からず、適切な救急対応がとれないなど、患者にとっても不利益な状況が続いている。これからの地域における精神科救急体制を整える上で、この状況は放置するべきではないと考え、以下を強く要望する。

要望

1. 精神科診療所による 24 時間対応を含む精神科初期救急(1 次救急)システムの構築整備を早急に図ること
2. 精神科診療所が、初期救急を担うべく(イ)外来対応施設に積極的に加わるよう精神科診療所を指導し、地域の精神科救急、特に輪番等で救急対応している病院群と親密な連携を図ること
3. 精神科診療所を(イ)外来対応施設として指定する際には、地域の精神科救急、特に輪番等で救急対応している病院群と、少なくとも年間 10 例以上の紹介あるいは連携の実績を義務付けること。なお、これを満たさない場合には(イ)外来対応施設の指定を取り消すこと
4. (イ)外来対応施設に指定された精神科診療所と、指定されていない精神科診療所とでは、診療報酬上で明確な差別化を行うこと
5. 新しい精神科救急医療システムの整備に伴う所要の予算額を新たに確保すること

以上